

第18回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年12月27日(金) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 妹尾伸二

2番 嗟峨弘巳

3番 押切秀志

4番 新井功仁恵

6番 阿部栄子

7番 篠原弘

8番 齋藤晃佳

9番 谷口正明

10番 宮崎義幸

11番 工藤均

12番 百々栄二

13番 白川英之

4 出席職員 2名

事務局長 酒井美和子

農政係長 埴見堅

5 議 事

- | | | |
|--------|---------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 議案第 1 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日程第 7 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 3 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 9 | 議案第 4 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 10 | 議案第 5 号 | 令和 7 年度浜中町農業委員会予算の提出について |
| 日程第 11 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第18回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名の出席であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。

議長

おはようございます。

12月に入り、今月は色々な行事が続き、何かと忙しい中、本総会に出席くださりましてありがとうございます。

今年を振り返りますと、昨年末から始まった全戸アンケートに始まり、地域計画の策定に向けた取り組み、農地所有適格法人の新規参入に伴う農業委員会の対応など、様々な新しい取り組みと従来行ってきた活動もあり、中々忙しい一年でございました。委員の皆様方には協力をご感謝したいと思います。

また、タブレットの運用を開始したことにより、色々と準備に携わっていただいた事務局の皆様方にも感謝したいと思います。

来年に入ると地域計画となる案件も出てくると思いますので、来年もまた忙しい年になると思いますが、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

改めまして、今年一年無事に終了できることに感謝したいと思います。

本日は、議案を5件の提案をさせていただいております。慎重審議をお願いし開会の挨拶とさせていただきます。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、10番宮崎委員、11番工藤委員を指名いたします。

つづきまして

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

1 1月26日、「令和6年度第2回浜中町農業技術員連絡協議会役員会」が農協技術センターで開催され、私と埜見係長が出席しております。

1 1月26日～29日、「全国農業会議所創立70周年記念式典、令和6年度全国農業委員会会長代表者集会及び令和6年度農業者年金加入推進セミナー」が東京都で開催され、白川会長が参加しております。

釧路地方農業委員会連合会の副会長として、標茶町の佐藤会長とともに白川会長が参加したものでございますが、会長代表者集会では、「地域計画の策定と今後の取り組みについて」と題して山形県寒河江市農業委員会会長より事例報告が行われました。

また、国会議員への要請行動も行われ、釧路地方農委連で取りまとめた令和7年度の農業施策と予算に関する要望意見について、伊東良孝大臣、鈴木貴子代議士、鈴木宗男代議士及び篠田奈保子代議士に要請を行ってきたところでございます。

1 1月27日、「令和6年度釧路東部地区新規参入者交流会」が農業者トレーニングセンターで開催され、私と埜見係長が出席しております。

1 2月4日、「令和6年度農地中間管理機構事業実務担当者会議」が帯広市で開催され、埜見係長が出席しております。

1 2月4日～5日、「令和6年第4回浜中町議会定例会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。

一般質問者は4名で、小中一貫教育導入へのプロセスについて、地域未来留学事業の進捗状況などについて議論が交わされ、また、町長からは条例改正や補正予算など14議案が提案、可決され、2日間の日程を終了しております。

1 2月5日、「令和6年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」が標茶町で開催され、白川会長ほか委員9名と事務局2名が出席しております。

研修会では、地域計画策定後の農地の権利移動における農業委員会の取り組みなどについて農業会議の担当者より説明があったところです。

1 2月10日、「令和7年度釧路東部地区指導農業士・農業士会総会」が農業者トレーニングセンターで開催され、私と埜見係長が出席しております。

1 2月12日、「令和6年度浜中町農業技術員連絡協議会学習会」が農業共済組合で開催され、私と埜見係長が出席しております。

1 2月17日～18日、「令和6年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会」が札幌市で開催され、新井委員、阿部委員と私が出席しております。

研修会では、女性が活躍する農村の地域づくりをテーマとした基調講演のあと、10個の班に分かれ「農業委員会の活動に理解・興味を持ってくれる方を増やすには」をテーマにグループ討議が行われました。

1 2月18日～20日、「令和6年度市町村農業委員会活動強化研修会」及び「令和6年度全道農業者年金研究会」が札幌市で開催され、18日の活動強化研修会には白川会長、嵯峨職務代理、埜見係長が出席し、19日の年金研究会には白川会長、嵯峨職務代理、新井委員、阿部委員、工藤委員、埜見係長、前田主事と浜中町農業者

年金協議会代議員であります茶内北区の吉田貴俊さんが出席しております。

1月25日、「第5回農政部会」を開催し、農政部会委員5名と白川会長、嵯峨職務代理、事務局2名が出席しております。

本総会で提案させていただいております令和7年度の農業委員会予算について、協議を行っております。

1月26日、「農地転用予定地の事前調査」を〇〇〇〇地区で実施し、妹尾委員、嵯峨委員、工藤委員、事務局1名で調査を行っております。

対象地は〇〇〇〇氏所有地でございますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が土地を買い取り、その後〇〇〇〇〇〇を建設する予定です。現在、土地買取の準備を進めており、来春には〇〇〇〇〇〇の建設に入りたいとのことで、この度対象地の事前調査を行ったところでございます。

以上、会務報告の説明を終わります。

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第8 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第18条第1項では、「農地又は採草放牧地の賃貸借の当事者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、賃貸借の解除、解約の申入れ、合意による解約をしてはならない。」と規定されており、同項第2号においては、「ただし、合意による解約が、土地を引き渡すこととなる日より6ヶ月以内前に成立し、その旨が書面において明らかである場合は、この限りでない。」とされております。

また、同条第6項では、「その解約が行われた場合には、当事者は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会に通知をしなければならない。」と規定されております。

本案は、6件の届出でございますが、整理番号1は、茶内〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内〇線〇〇〇番〇、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇

年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号2は、同じく〇〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内〇線〇〇〇番〇、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号3は、茶内西〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとなっており、平成〇〇年〇〇月〇日より法定更新を行っていましたが、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号4は、同じく〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇〇日から令和〇〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号5は、同じく〇〇〇氏が、〇〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は平成〇〇年〇月〇日から令和〇年〇〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇〇月〇日に土地の引き渡しが行われております。

整理番号6は、茶内西〇線〇〇番地、〇〇〇氏が、〇〇〇氏より賃貸借していた土地の合意解約で、対象地は茶内西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇. 〇〇㎡、契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇〇日までとなっており、この度の解約により令和〇年〇〇月〇〇日に土地の引き渡しが行われております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
それでは、これから議案第1号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

6番阿部委員。

阿部委員 議案書の方には、平米数が出ていますが、関係資料の方に平米数がないのですがなぜでしょうか。

事務局長 資料に表示がございました。議案書の表示と同様となりますので、議案書を確認ください。

議長 ほかにございませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第1号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、賃貸借による権利の設定6件の許可申請でございますが、整理番号1は、茶内西○線○○○番地、○○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○○○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○.○○㎡で、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○○○○○○○○に賃貸借による権利の設定、整理番号2は、茶内西○線○○○番地、○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○○番、○筆、面積○万○、○○○.○㎡で、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○○○○○○○○に賃貸借による権利の設定、整理番号3は、同じく○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○.○○㎡で、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、整理番号4は、同じく○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○○○番、ほか○筆、面積○万○、○○○.○○㎡で、この土地を茶内西○線○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、整理番号5は、同じく○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○○○番、ほか○筆、面積○万○、○○○.○㎡で、この土地を茶内西○線○○○番地、○○○○氏に賃貸借による権利の設定、整理番号6は、同じく○○○氏所有地、対象地は茶内西○線○○番、ほか○筆、面積○○万○、○○○.○○㎡で、この土地を茶内西○線○○番地、○○○氏に賃貸借による権利の設定、でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

農 政 係 長

(詳細説明するも省略)

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。

まず、整理番号1について、11番工藤委員、お願いします。

工藤委員 整理番号1番については、事務局より説明があったとおり、〇〇〇君が〇〇〇に伴って〇〇〇〇〇〇〇〇に移行するというので、新たに契約を結ぶものであって、場所については、同じ所在地でありますので特に問題はないと思っております。

議長 ありがとうございます。
次に、整理番号2から6について、1番妹尾委員、お願いします。

妹尾委員 整理番号2から6番ですが、全てにおいて労働力、経営意欲等、土地の管理など全ての人において問題ないと思います。しかしながら借地料が若干高めになっております。本人のたつての希望ということで借主さんと事前に集まっていただき、綿密に協議をいただいて、合意いただいたということでご理解いただければと思います。

議長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。
質疑ありませんか。

8番齋藤委員。

齋藤委員 整理番号1から6まで大体土地の引き渡し時が期許可後〇〇年となっておりますが、整理番号1番だけ許可後〇年〇か月となっておりますがなぜですか。

事務局長 整理番号1から6まであるうち、括りが二つありまして、整理番号1とあと整理番号2から6は〇〇さんが貸す分ということで、こちらは、〇人の方に貸すので全員そろえて〇〇年となっております。

整理番号1の方は、〇〇〇さんが今まで個人で経営していて、〇〇さんから平成〇〇年より土地を借りております。〇年〇か月の期間で最初契約しています。そして法定更新を繰り返しております、法定更新というのは期間と料金と相手が変わらない場合に自動的に契約が更新されるものですが、平成〇〇年〇〇月に〇回目の契約が切れた後、〇年〇か月の自動更新を繰り返して、今度の切れる時期が〇年〇か月後になります。

〇〇さんは、〇〇〇さん以外にも貸しています。〇〇さんだけ新たに〇〇年と設定して契約したときに、〇〇さん自身がほかに貸している人と期間がずれると混乱してしまうということで、貸主の希望で終了期日をそろえています。このため整理番号1だけ他と期間が違います。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第2号を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告
についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、
提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であつて、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、1点目の「形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であり、そのうちの売上が全体の50%を超えているか、3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているかとなっております。

本案は1件の報告でございますが、整理番号1は、円朱別西〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇でございます。

いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたく、ここに提案した次第でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長

(詳細説明するも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で、〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、整理番号1と2の審議を行い、その後整理番号3と4の審議を行いたいと思います。

〇〇番〇〇委員と〇〇番〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員、〇〇委員退席)

それでは、これから議案第4号の質疑を行います。

整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2について質疑を行います。

質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員、〇〇委員入室)

それでは次に、整理番号3について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 以前3条と集積計画の賃貸借の違いを聞いたときに、集積計画は将来的には売買につなげていくものと説明を受けたのですが、具体的に売買に向けての取り組みはどのようにしていくつもりなのでしょうか。〇〇のような〇〇〇〇〇〇だと問題はないようですが、個人の集積で土地を貸してる人は、例えば5年後、もう1回延長して〇〇年後みたいなどときには、売買するということはあるんですか。

事務局長 整理番号3については、契約期間が令和〇年から令和〇〇年の〇月ということで〇〇年間で組まれています。この令和〇年当時のことはわかりませんが、〇〇さんは数人の方に貸していると思いますので、期限到来になったら、〇〇年経ちましたよ、売ってはもらえませんかと地区担当委員と事務局の方から、〇〇さんにそういう働きかけはしてみたいと思います。

そのときにご本人が何と言うかによるかと思いますが、次回の期限到来時に働きかけはしなければと思っております。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 法令で例えば基盤強化法を使って賃貸借した場合は、〇〇年なり〇年なり、ある程度の期間来たら売却しなければならないという法律は、あるわけではないのでしょうか。

借りてる人から期限が来たら売ってもらえるのかなと相談を受けたのですが、そのような縛りはなく、3条と変わらない感覚でいいのでしょうか。

議長 基本的に集積の期間終了で次に売買しなければならないということはないです。ただ〇〇〇〇の場合〇年で買い取ってくださいといわれます。

〇〇の場合となると、〇〇〇の場合は、延長することに対して〇〇がだめだと言わない限り、基本的には継続している集積に関しても特に縛りはないですけども、地元委員並び事務局の対応としては、期限が来た時点で必ず打診して売買に移行してくれませんかとの問い合わせはするようにはしております。それで移行した人もいます。ただ全てではないです。一度貸してしまうと、例えが悪いですが、今の金利状態から行くと貯金金利よりも何倍もの利用料が入ってくるということで、中々売買に移行しないというのが現実です。ただ、それを強制的にということにはならないですから、基本的には集積の場合には自動継続という形です。ですが、そのとき

必ず売ってくれないかという話はします。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 これ来年なくなる法律で、どうなるのですか。

議長 更新時期を来年 3 月までに更新するか、更新のときに延長することができるよう
です。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 3 条の賃貸借となりが違うのですか。

事務局長 法律的には 3 条は法定更新がありますが、基盤強化は自動更新がありません。期
限が切れたら、速やかに賃貸借を組まなければなりません。

妹尾さんがおっしゃったように、次の設定はどうするのだということですが、農
業会議の説明では、1 か月ぐらい前に更新をかけておけば、この形で継続でき、期
限が切れてしまうと地域計画の決まりの中で設定していかなければならないと言わ
れています。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 仮に延長する場合は、賃料は変更できないのでしょうか。

事務局長 変更する根拠としては、基盤強化は全ての案件で評価しているので、言い値では
設定できません。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 もう少し賃料を変えてくれと貸主が言ったときには、もう集積計画で組むことは
できない、来年には制度が変わる、そうすると 3 条でやるしかないということなの
でしょうか。または、別の手段があるのでしょうか。

事務局長 地域計画の中での設定で、設定の仕方は評価だとか、地域協議とか基本筋は変わ
らないと聞いています。

貸主がもう一度料金見直してくれと言ったら評価して、協議して、地域計画の下
でやっていくことになるかと思います。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 その場合は、延長をなくして新たに適用される法律でやっていくということなの
でしょうか。

事務局長 今までどおり続けるのであれば、1か月前に更新の手続きを取ることでとなります
が、新たにやる場合は地域計画の中で設定していきます。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員 こういうのって例えば集積で賃貸借したら〇年なり〇〇年なり、それ以降は売ら
なければだめだよというように改定ってできないものなののでしょうか。
3条となんら変わらない、農業委員会が決めるだけで何の拘束力もなかったら、
何のための制度なのかと思います。

議長 各地域、県や道によって賃貸借の内容が違います。人によっては売買したくない
という人もいます。そういうものも含めているので、北海道の集積と3条との違いに
ついてはあまり出てこないのだと思います。

妹尾委員 1 番妹尾委員。

妹尾委員 売りたい人は3条でやればいいし、集積で組んだら絶対売らなければという
制度にしないと、孫の代まで土地貸すということになってしまいます。農業者のた
めにならない、その制度改正というのはいないのですか。

議長 制度改正があるとは聞いていません。孫の代まで賃貸借というのを認めている地
域もあります。買わないで借りている方が良くしているところもあります。
これで問題となってきているのは、放棄地だとか相続できない土地、そういう問
題が出てきているので、それが地域計画策定の根拠ともなっています。確かに言
われるように、集積も3条も変わらないのだったら、3条でやればいいのかという
場合と、地域事情によっては土地代とか決められないから頼むという場合もあ
ります。そういうことで3条ではなく集積でということになる場合があります。

妹尾委員 1 番妹尾委員。

妹尾委員 農業委員やって思ったのは、〇と一緒に、〇〇〇〇〇が〇〇〇のにいつまでも法改
正しないで、投げていた。最後になって多額の賠償金を国民の税金から払って法改
正した。農業委員会も同じで、100年前の法律をいまだに運用している。〇〇と

ころがあったら、府県と一緒にしなければ、だめだというのであれば、難しいのかもしれないけど、北海道単独で農地の運営の仕方だとかというのは、提案していくべきものではありませんか。

議長 北海道地域は土地の状況が違います。面積的にも違うということで、提案はしています。農地法で行くと全国一律になるものですから、どうしても北海道の突出した状況が認められることはほぼありません。

今後とも集積で長年利用権設定をしている農地については、更新のとき、高齢化により相続継承がうまくいかかわからない状況もあるので、そうなったときには、あらかじめ早めに売買に移行を進めるという方法は取っていますが、売りませんという人が出てくるとこれ以上なんともできません。持ち主が亡くなっても相続権の方が優先されるので、農地だろうとなんだらうと自分の財産だと言われると、それ以上のことは対応できません。

実際私の地域にもあります。亡くなった人が子供に相続するとか、現実に出てきて、そうすると子供が30代、40代だとすると、また何十年も売らないという状況が続いていく可能性はあります。

農業委員会としても黙って見ている訳にもいかないもので、もう長くなっているのでもそろそろ営農者のためにとっても、通じる場合と通じない場合がある、それが現実です。

1 番妹尾委員。

妹尾委員 法改正してもらわないかぎり、地域計画だとかは絵空事で、3条が存続していても何もできない訳でしょう。そこをもっと強く、色んな場面において要請していかなければと思います。

事務局長 集積を組むときには、私が担当している3年の間では、個人対個人の集積計画の経験はありません。〇〇に売って、〇〇から次の人が借りるとか、そのような協議ばかりです。

昔の担当者から聞いた話ですが、個人対個人で集積をする場合は、一応何年間で組むときに、何年後は売ってよという口約束を交わしているようです。でも、期間満了になったときに、あのとき集積組むときに頼んだのになあ、また更新と言ってきたという話は何度か聞いたことがあります。

もしかしたら〇〇さんは、令和〇年に個人対個人で〇〇年間の集積組んでいますけど、令和〇年のときに、〇〇年後には売ってよと口頭でお願いはしているかもしれないです。その辺は、当時の担当者に聞いてみたいと思います。

議長 1 番妹尾委員。

妹尾委員　　せめて文書に残すとか、残しても法的拘束力がないからどうなのかわからないけど、なにかそういう違いを作らないと、借りてる方は〇〇年後には売ってもらえるのだと思っているのが現状であるので、その辺どうなっているのかなと思います。ちょっと正直聞かれたので、わかっていれば教えていただきたいと思います。

議長　　長年集積で継続している人というのは、何人か必ずいると思うんですよ。私の地域にも、現実的には何件かいます。今一つ変えようかなと思っているものも、年齢的に相続になる可能性が出てくるので、その前に何とかしてくださいと説得は試みようと思っています。

ただ、各地域に恐らく、〇〇でも集積で行くと〇〇さんだとかがそうですよね。

議長　　長　　1番妹尾委員。

妹尾委員　　この間も聞きに行ったら、いや今ちょっと経済状況も物価も高いし、まだちょっとあれだねえって言っていました。結局何も無いから、年取ってくると〇〇年前のことなんて覚えてないというじゃないですか。

今回〇〇さんの土地を分配するのも、〇〇さんの土地の隣というのも条件に、将来売ってもらえるだろうみたいなことで、3条で土地を一緒になれるようにって貸したので、ある程度やってもらいたいと思います。

取り上げられた人もいるので、そういう条件で同じ地区でも、〇〇さんなんかは、〇〇さんから取り上げて〇〇さんに貸すみたいになってるから、隣の〇〇さんの土地を借りているので、買えないのだったら、あなたたちなにやってるのという話に逆になってしまうので、その辺も少し何とか、ちゃんとしたことをしてくれないかなという部分があります。

議長　　長　　土地の流動化とか言ってみても、こういう状況をみると、流動化とかもできないし、現実にもう離農して相続に結びついていって、子供の代に移ってるってところも何件もあります。

なるべく今の集積組んでる人については、集積だけでなく3条についてもそういう働きかけをして、お願いできないでしょうかという話は、農業委員会としては更新時期に必ず契約書取りに行くので、そのときにはお願いをするという形を取っているけど、それも強制ができないことなので。私の近くでも〇〇何年間賃貸借してる人もいます。いくら言っても売らないという人はおります。

1番妹尾委員。

妹尾委員　　今回、国営事業で換地っていうのが出てきて話題になっています。説明会に行っ

てきて、その利用者、借りてる人が地主に交渉して、国営事業に乗る乗らないって
いうのをやっってくださいって開発局がいうので、そんなことできないので国がやっ
てくれたらうまくいくと思うんだけどと言ったら、やるつもりはないみたいで、財
務省に言われていることしか我々はできないみたいなことで、テーブルに乗ってく
れたものはやるけど、テーブルに乗らないものはできませんということでした。

もっと期成会で強く働きかけて、弁護士でも頼んで、こういう換地があるので、
うまく事業に乗ったらあまり税金掛からないで売買できますよとかっていうのをや
ってもらわないと、絵にかいた餅になってしまいます。借地いっぱい使っている人
いるけど、要は地主さんがいないし、知らないから聞けない、だから結局事業に参
加できないんじゃないかと思います。

議 長 そういふのを行政代執行みたいな形で、国営のかんぱい事業のときにスラリー槽
の用地買収は開発がやってくれた。私もそうゆうところがあって開発にやってもら
いました。

開発がやるということは、我々の農業委員会の土地評価とはちょっと違い、金額
が高いです。道路用地買い上げなども同じことなのですが、普通の評価より高いの
で、売る方はいいですよと返事がもらえる。換地の場合は、国が責任もって名義変
更までやってくれるし、それは期成会の中で、今後会議が始まってくるので主張し
ていきたいと思います。

借地がいっぱい絡んでいるところで、一団化したいといっても何件も受益者が絡
んでくる場合は中々換地が進まないの、その辺は会議の中で話していきたいと思
います。

ほかに質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4について、質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第5号 令和7年度浜中町農業委員会予算の提出についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 令和7年度浜中町農業委員会予算の提出について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

まず、令和7年度の予算総額は、歳入で前年度対比3万5千円減の802万5千円、歳出で前年度対比219万2千円増の1,740万2千円でございます。

次に、歳入、歳出それぞれについて説明させていただきます。

まず、歳入14款 使用料及び手数料の現況証明手数料は前年同額の6万7千円、16款 道支出金の農業委員会交付金は1千円増の466万円、機構集積支援事業補助は3万7千円増の27万1千円、農地利用最適化交付金は47万6千円減の204万9千円、21款 諸収入の雑入は農業者年金業務委託手数料で40万3千円増の97万8千円でございます。

次に、歳出の説明を事業名ごとにさせていただきます。

5款1項1目、農業委員会費の「農業委員会委員に要する経費」の総額は、農業委員欠員分の報酬の減額、旅費では、宿泊費単価の見直しによる増額及び道外先進地視察研修費用の増額等により、前年度対比120万9千円増の1,052万円。

次に、「農業者年金事務に要する経費」の総額は、宿泊費単価の見直しによる増額、印刷機インク単価変更に係る増額により前年度対比1万2千円増の19万2千円。

次に、「農業委員会事務局に要する経費」の総額は、会計年度任用職員に係る報酬等の増額、旅費では、宿泊費単価の見直しによる増額及び道外研修費用の増額、印刷機マスター単価変更に係る増額、公用車オイル代及び購入年賦金の増額等により、前年度対比97万1千円増の669万円となっております。

以上、令和7年度浜中町農業委員会予算についてご説明申し上げましたが、概略につきましては、農政係長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本案につきましては、12月25日開催の農政部会において、承認をいた

だき、ご提案させていただいておりますことを申し添えいたします。

農政係長 (詳細説明するも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

1番妹尾委員。

妹尾委員 現況証明の金額2,250円の金額はなにかで決まっているのでしょうか。
最近印鑑証明など手数料が上がっているが、これは上がらないのですか。

事務局長 農業委員会費用徴収条例で定められています。
この現況証明手数料については、額改定等は現在検討されていません。

議長 ほかに質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第5号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事務局長 次回総会について、1月31日、金曜日、午前10時00分からを提案します。

議長 事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、1月31日、金曜日、午前10時00分からということよろしいでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、1月31日、金曜日、午前10時00分から決定いたしました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これで、第18回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

10番 宮崎義幸

浜中町農業委員会

11番 工藤均